

事 務 連 絡
令和元年 12 月 19 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

第9次粉じん障害防止総合対策の推進に係る講習会開催の周知（依頼）

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、第9次粉じん障害防止総合対策を策定し、「第9次粉じん障害防止総合対策の推進について」（平成30年2月9日付け基発0209第2号）（別添1）にて特段のご配慮をお願いしたところです。

今般、第9次粉じん障害総合防止対策の重点事項に関して粉じん作業のある事業場の事業者を対象に、厚生労働省の委託事業で講習会を令和2年1月、2月に全国7カ所で開催予定です。

つきましては、貴団体におかれましても、第9次粉じん障害総合防止対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対して本講習会の周知を図るよう特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。また、本講習会の周知につきましてはリーフレット（別添2）を送付させていただきますので、合わせてご了承下さい。

基 発 0209 第 2 号
平成 30 年 2 月 9 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和 56 年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)との一体的運用を図るため、これまで 8 次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところで

す。

その結果、昭和 55 年当時、6,842 人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後大幅に減少し、平成 28 年には 122 人となるなど、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

このような状況に鑑み、別紙のとおり、引き続き、第 9 次粉じん障害防止総合対策を推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知を図るとともに、本総合対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施につき、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

(別紙)

第9次粉じん障害防止総合対策

第1 目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれる。

本総合対策は、これら事業者が講じなければならない措置等の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、8次にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等を踏まえ、当該対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項に基づき今後5年間に於いて事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 総合対策の推進期間

平成30年度から平成34年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

このため、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進するとともに、粉じんの有害性と対策の必要性の認識を喚起する必要がある。特に、近年の粉じん則及びじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。)の改正においても、屋外における岩石・鉱物の研磨作業等や屋外における鉱物等の破碎作業をはじめ、呼吸用保護具の使用を要する作業を追加する改正が複数なされているところであり、これらの改正内容の確実な実施について周知を図る必要がある。

引き続きずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む必要がある。

また、粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組む必要がある。

さらに、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

加えて、地域の実情をみると、引き続き、アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業に係る粉じん障害防止対策、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要がある都道府県労働局もみられることから、上記5つの重点事項に加え、管内のじん肺新規有所見労働者の発生状況、これまでの都道府県労働局（以下「局」という。）の総合対策の推進状況等に応じて、上記以外の粉じん障害防止対策を推進する必要がある。

上記を踏まえ、次の事項を重点事項とする。

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (4) じん肺健康診断の着実な実施
- (5) 離職後の健康管理の推進
- (6) その他地域の実情に即した事項

第4 労働基準行政の実施事項

1 局及び労働基準監督署の実施事項

(1) 局における重点事項の設定

都道府県労働局は、上記第3(1)～(5)に掲げた重点事項を基本としつつ、管内の各業種及び作業ごとの事業場の取組状況、これまでの総合対策の推進状況及びじん肺有所見労働者の発生状況等に応じた上記第3(6)局独自の重点事項を設定する。

(2) 集団指導、個別指導、監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を図る。特に、重点事項である「呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導を行い、じん肺健康診断実施結果報告が未提出の事業場に対しては提出を指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の活用周知

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、これを活用することが望ましいことに鑑み、上記(2)の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

(4) 関係団体等に対する指導等の実施

ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請

労働災害防止団体の都道府県支部、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を指導する。

また、関係事業者団体に対して、「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う、粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

(ア) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

(イ) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的の実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

(5) 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、都道府県産業保健総合支援センター又はその地域窓口である地域産業保健センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業（事業場訪問を含む。）等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

(6) じん肺診査における精度確保

じん肺の診査に係る制度の適切な運用にはじん肺診査の体制の維持が必要不可欠である。診査時のじん肺の見落としはあってはならないことから、地方じん肺診査医には、放射線科医と呼吸器内科医を両方任命するよう極力努める。じん肺診査医の体制については、人材の確保が極めて重要であることから、都道府県労働局においても日頃から機会を捉えて地方じん肺診査医の候補者の情報収集や人材育成、地域の医療機関との関係構築に努める。

じん肺健康診断に用いる画像はじん肺法第3条でエックス線写真とされているが、この取り扱いに変更はない。なお、CT写真はじん肺健康診断の

際に参考資料として閲覧して、特にじん肺所見があると総合的に判断する場合に利用して差し支えない。

デジタル画像による診断に関しては、医療用モニターについて、平成 23 年 9 月 26 日基安労発 0926 第 1 号「「じん肺標準エックス線写真集」(平成 23 年 3 月)フィルム版及び電子媒体版の取扱いについて」の別添「「じん肺標準エックス線写真集」電子媒体版について」において具備すべき条件を示しているところであり、現行においてはエックス線撮影による検査の結果の提出は原則フィルムに限られているが、平成 28 年 3 月 14 日基発 0314 第 4 号「「じん肺管理区分の決定等に関する事務取扱要領」の改正及び「審査請求に関する事務取扱要領」の制定について」において、全国的に一定の水準に達した段階で関係通達の改正を予定しているとしたところである。

(7) 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 88 条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う。

(8) ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期するためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要である。このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、ガイドラインに基づく対策を実施するための措置について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が、最近の新たな技術の動向も踏まえて旧版に替わり策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成 24 年 3 月)についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

2 本省の実施事項

(1) 事業者団体等に対する要請の実施

電動ファン付き呼吸用保護具の使用が有効であると考えられる業種の事業者団体に、電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進を図るよう要請する。

また、粉じん則の対象とならない作業を行う場合を含め、粉状の異物を大量に吸入した場合には肺に異物が蓄積し、肺障害を起こすことが知られていることから、粉状の物質又は利用先で粉状となる物質を譲渡提供する際に、有害性情報を記載した SDS の交付を行うよう要請する。

(2) じん肺診査体制の強化

中央じん肺診査医会で地方じん肺診査医会の運営状況やじん肺の診査が困難となる場合における原因を把握するよう努め、必要な技術的支援に努

める。また、じん肺管理区分決定の申請者の利便性の向上や遠隔相談による支援を目指し、医療用モニターの導入を進める。

(3) 各種調査・研究の実施

粉じんばく露の防止に効果的な呼吸用保護具の適正な使用に関する研究を行う。

また、近年、非典型的で急速に進行するじん肺の事案が散見されていることから、それらについての調査研究を行う。

(4) その他検討の実施

簡便かつ負担の少ない正確なトンネル切羽付近の粉じん濃度測定・評価方法について検討し、作業環境を把握するためのより適切な手法の選択肢を広げ、確立する。

所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を行い、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

2020年 講習会

粉じんばく露防止対策

法令違反をしていないか自信がない

粉じん作業に該当するのかわからない

従業員のじん肺教育をしたい

コストの低減対策はないか

労災を発生させたくない

**あなたの職場は大丈夫？
疑問にお答えします！**

事業者が、安全衛生に配慮した事業を行えるように
省令や**対策必須事項**について、専門講師が
分かりやすく解説します。（詳細は裏面）

御参加をお待ちしております！



※呼吸用保護具は
着用義務が拡大
(H29)

講習会概要

対象 粉じん作業のある事業場の事業者や現場管理者、
衛生管理担当者、安全衛生推進者など

専門講師による
各種マスク**体験講習**

- プログラム
- 1 粉じん障害防止総合対策の取り組み、粉じんに関する法令
 - 2 じん肺の知識と粉じん作業従事者に対する健康管理
 - 3 **電動ファン付き呼吸用保護具使用体験講習**

受講無料

2020年 開催場所・日時 * 会場の詳細は裏面をご参照下さい

開会 13:30~16:50 (13:10 開場)

全国7カ所で開催

名古屋 1/23 (木) 東京 1/27 (月) 仙台 1/28 (火)
福岡 2/3 (月) 大阪 2/6 (木) 岡山 2/7 (金) 札幌 2/19 (水)

お申込み方法/お問い合わせ先

厚生労働省「じん肺総合対策普及啓発事業」事務局ホームページ（委託先：テクノヒル株式会社）より
お申し込み専用Webフォームへご登録下さい。その他のご質問は御電話でお問い合わせ下さい。
HP: https://www.technohill.co.jp/technohill/r1_jin/ TEL: 03-6231-0133



粉じん障害防止対策、正しく行っていますか？

事業者の義務

事業者には知識の更新が求められています

事業者には、**粉じんによる労働者の健康障害を防止する法定義務**があります。しかし、正しい知識の不足により適切な粉じん障害防止対策が取られていない事業場は未だに見られます。粉じん作業に従事する全国50万人以上の労働者が安心して働けるよう、近年の事業のあり方の多様化を反映して法律や省令は変わります。

厚生労働省の取組

事業者の皆様には正しい知識を得る機会を無料で提供します

労働安全衛生法に定める保護具の適切な使用、健康診断の実施、従業員の健康管理教育、省令も含めると**事業者の法定義務は複雑**です。厚生労働省は、職域における「**粉じんばく露防止対策講習会**」を開催します。

講習会

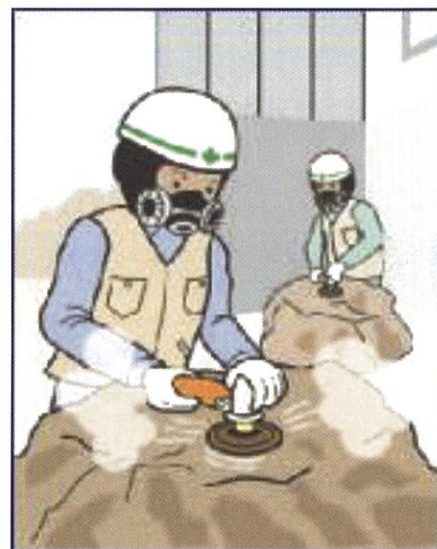
皆様の奮っての御参加をお待ちしております！

粉じんに関する新しい**法令や義務**、利用できる**行政サービス**、従業員の健康管理教育義務のある**じん肺等の健康障害**など、**専門講師が分かりやすく解説**いたします。また、平成29年より着用義務の拡大した**呼吸用保護具の体験講習**で、実際に使用した時の感覚を体感できる機会をご用意しました。

厚生労働省は、粉じんばく露を防止する計画を5年毎に定め、粉じん障害の予防の啓発を行っています

第9次粉じん障害防止総合対策（平成30年度-令和4年度）

- 屋外作業での対策（研磨、ばり取り、破碎作業等）
- ずい道等建設工事の粉じん障害防止対策
- 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- じん肺健康診断の着実な実施
- 離職後の健康管理の推進
- その他（アーク溶接、岩石裁断、金属研磨等作業での対策）



2020年 開催日/会場一覧 13:30~16:50（13:10 開場）

全て駅近!!

名古屋	1月23日（木）	TKP名古屋栄カンファレンスセンター 愛知県名古屋市中区栄3-2-3 名古屋日興證券ビル 7F	栄駅徒歩8分 伏見駅徒歩7分
東京	1月27日（月）	TKP東京駅大手町カンファレンスセンター 東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル 22F	大手町駅直結
仙台	1月28日（火）	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15 ソラプラザ 8F	仙台駅徒歩3分
福岡	2月 3日（月）	ACU-H（アキュ） 福岡県福岡市博多区博多駅中央街7-21 紙与博多中央ビル 6F	JR博多駅徒歩3分
大阪	2月 6日（木）	大阪科学技術センター 大阪市西区靱本町1-8-4 8F	本町駅徒歩5分
岡山	2月 7日（金）	オルガホール 岡山県岡山市北区奉還町1-7-7 B1F	JR岡山駅徒歩7分
札幌	2月19日（水）	札幌国際ビル貸会議室 札幌市中央区北4条西4-1 札幌国際ビル 8F	地下鉄南北線 さっぽろ駅出口横

お申し込みは専用Webフォームからご登録下さい。空きがあれば直前でも受付け致します。
HP: https://www.technohill.co.jp/technohill/r1_jin/ TEL: 03-6231-0133

